

○外務委員会

条約（七件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 委員 議決	衆議院 付託 委員 議決	備考
1	関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めめるの件	衆	六、二二四	（予） 承 六、三三七	（予） 承 六、三三六	
2	関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めめるの件	衆	二二四	（予） 承 三三七	（予） 承 三二八	
3	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件	衆	二二四	（予） 承 五二〇	（予） 承 五二二	
4	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件	衆	二二四	（予） 承 四二三	（予） 承 四二三	
5	扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めめるの件	参	三二七	承 四二三	承 四二三	
6	雇用政策に関する条約（第二百二十二号）の締結について承認を求めめるの件	衆	三二七	（予） 承 五二五	（予） 承 五二六	
7	人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第四百二十二号）の締結について承認を求めめるの件	衆	三二七	（予） 承 五二五	（予） 承 五二六	

外務

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
14	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二、五	付託委員会 議決	付託委員会 議決	
				六、二、六（予）	六、四、三	
				可決	可決	
				六、四、三	六、二、五	
				内閣修正	六、四、二	
				六、四、二	修正	

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施してきたが、皮革については、一九八四年（昭和五十九年）五月に関税及び貿易に関する一般協定（ガット）締約国団によりガットに違反する旨の結論が出され、また、革靴についても同様の結論が出されることが予想された。このような状況並びに我が国の皮革・革靴業界は小規模

零細性が高く国際競争力も乏しく、また、歴史的かつ社会的にも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置（関税割当制度）を導入することを目的とし、皮革及び革靴の譲許税率の引き上げ等を行うため、ガットに基づき米国と昨年十月より交渉を行った。

この文書は、本年二月十二日にワシントンで署名されたものであり、米国との交渉結果を収録したものであつて、その内容は次のとおりである。

- 一、我が国の譲許税率を皮革については二〇％から六〇％へ引き上げ、革靴については、品目により二七％又は二一・六％から六〇％又は一足につき四千八百円の従量税

率のいずれか高い方へ引き上げる。

二、その代償として、計測機器、紙及び板紙、シリコンウエハーその他化学製品、航空機用無線機器、レーダー及び分析機器等機械類を含め全部で二百七十八品目について、我が国の譲許税率を引き下げる。

委員長報告

ただいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定関係の文書二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

我が国が実施してきた皮革及び革靴の輸入数量制限はガットとの関係で問題となっており、また、我が国の皮革・革靴業界も厳しい状況に置かれていることから、我が国は輸入数量制限にかえて関税割り当て制度を導入することを目的とし、米国及び欧州経済共同体との間でガットに基づき交渉を行つてまいりました。

これらの文書は、その交渉結果を収録したものでありまして、皮革及び革靴についての我が国の譲許税率を引き上げ、その代償として、米国に対しては計測機器等二百七十八品目について、欧州経済協同体に対しては乗用自動車等

十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げることを規定しております。

委員会におきましては、交渉の経緯、代償の内容、皮革・革靴産業に及ぼす影響とその対応策等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十七日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施してきたが、皮革については、一九八四年（昭和五十九年）五月に関税及び貿易に関する一般協定（ガット）締約国団によりガットに違反する旨の結論が出され、また、革靴につ

いても同様の結論が出されることが予想された。

このような状況並びに我が国の皮革・革靴業界は小規模零細性が高く国際競争力も乏しく、また、歴史的かつ社会的にも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置（関税割当制度）を導入することを目的とし、皮革及び革靴の譲許税率の引き上げ等を行うため、ガットに基づき欧州経済共同体と昨年十月より交渉を行った。

この文書は、本年二月十二日にジュネーブで署名されたものであり、欧州経済共同体との交渉結果を収録したものであつて、その内容は次のとおりである。

一、我が国の譲許税率を皮革については二〇%から六〇%へ引き上げ、革靴については、品目により二七%又は二一・六%から六〇%又は一足につき四千八百円の従量税率のいずれか高い方へ引き上げる。

二、現行の譲許税率を一次税率として譲許し、この税率が適用される量は一定量（一部非譲許のもの）と併せ、皮革については三十四万二千平方メートル、革靴については二百四十五万三千足を下回らないものとする。

三、以上の代償として、乗用自動車、眼鏡の柄及び枠、香

水・オーデコロン、自動車用タイヤ、写真感光紙等全部で十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げる。

委員長報告

七一ページ参照

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

現在、中華人民共和国は自国の近代化を進めるに当たつてエネルギー開発を重視しており、その一環として原子力の平和利用計画を進めようとしている。他方、我が国は世界有数の原子力先進国となつており、これに伴い我が国の原子力産業は輸出産業として育ちつつある。このような立場から、両国は、一九八三年（昭和五十八年）九月の第三回日中閣僚会議において、原子力平和利用に関する協力を促進するための政府間協議を行うことで意見が一致し、その後、数次にわたる交渉が行われた結果、一九八五年（昭

和六十年)七月三十一日に東京において、第四回日中閣僚会議の際にこの協定の署名が行われたもので、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国は、原子力の平和的利用のため専門家及び情報の交換、核物質等の供給、役務の提供等により協力する。
- 二、この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる核爆発装置の開発、製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。
- 三、両国は、この協定に基づいて受領された核物質等に関し、国際原子力機関に対して、保障措置を適用することを要請する。
- 四、この協定に基づいて受領された核物質等を第三国に移転する際には、供給国の事前同意を要する。
- 五、この協定に基づいて受領された核物質等については、適切な防護の措置がとられなければならない。
- 六、この協定の解釈、実施から問題が生じた場合には、相互に協議し、また、調停手続に付託することができる。
- 七、この協定の一定の規定に対する違反があるときは相互に協議し、適切な是正措置をとる。
- 八、この協定は、十五年間効力を有し、その後はいずれか

一方が六カ月前に文書による終了通告をしない限り、自動的に五年の期間ずつ延長される。

委員長報告

ただいま議題となりました中国との原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、我が国と中国との間の原子力の平和的利用における協力を促進するため、専門家及び情報の交換、核物質等の供給等についての協力、核物質等を核爆発装置の開発、製造または軍事的目的のために使用することの禁止、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質等の第三国移転に関する事前同意等について規定しております。

委員会におきましては、中国が保障措置の適用に同意した理由、協定違反があつた場合の原子力関連資器材等の返還請求、原子力発電の安全性の確保等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

要旨

この条約は、本年一月十八日東京において署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。

二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて生ずる所得については、相手国の租税が免除される。

三、配当、利子及び工業的使用料については、源泉地国の課税率が制限され、文化的使用料については、源泉地国の租税が免除される。

四、短期滞在者、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

五、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活

動による芸能人等の所得については、相手国の租税が免除される。

六、二重課税の排除は、我が国においては、外国税額控除方式により、ソ連邦においては、ソ連邦の国内法令に従つて、それぞれ行われる。

委員長報告

七五ページ参照

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、扶養義務の準拠法に関して各国に共通の規則を定めることを目的とし、一九七三年（昭和四十八年）十月、ヘーグ国際私法会議において作成されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、親族間の扶養義務に関する法律の抵触について規律する。この条約によつて準拠法とされる法律は、締約国の法律であるかないかを問わず適用する。

二、親族間の扶養義務に関しては、扶養権利者の常居所地、すなわち扶養権利者が実際に居住する地の法律（常居所地法）を適用する。

三、扶養権利者が常居所地法によつて扶養を受けることができない場合には、扶養権利者と扶養義務者の共通本国法を適用する。

四、扶養権利者が共通本国法によつても扶養を受けることができない場合には、事件の係属する国の法律（法廷地法）を適用する。

五、傍系親族間又は姻族間の扶養義務については、扶養義務者の異議を認める。離婚をした当事者等の間の扶養義務については、その事由に適用された法律を適用する。

六、公的機関が扶養権利者に対して行つた給付に対する償還請求権の存否は、当該公的機関が従う法律により規律し、また、その限度は、扶養義務の準拠法により規律する。

七、準拠法は、明らかに公の秩序に反する場合には排除できらる。

八、この条約は、締約国の間においては、一九五六年（昭和三十一年）に作成された子に対する扶養義務の準拠法

に関する条約（昭和五十二年条約第八号）に代わる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、扶養義務の準拠法に関する条約は、親族間の扶養義務に関し、扶養権利者の常居所地の法律を適用することを原則とする統一的な準拠法規則を定めるものであります。次に、ソ連邦との租税条約は、日ソ両国間で二重課税の回避について取り決めたものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税減免等を定めるとともに、二重課税の排除の方法を規定いたしております。

最後に、在外公館関係の法律案は、スペインのバルセロナに総領事館を設置するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十二日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

扶養義務の準拠法に関する条約及びソ連邦との租税条約は、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、在外公館関係の法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

雇用政策に関する条約（第二百二十二号）の締結について承認を求めの件（閣条第六号）

要旨

この条約は、一九六四年（昭和三十九年）の第四十八回国際労働機関（ILO）総会において採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、加盟国は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、労働力需要の充足並びに失業及び不完全就業の克服のため、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言し及び遂行する。

二、加盟国は、国内事情に適する方法により及び国内事情に適する範囲内で、完全雇用、生産的な雇用及び職業の

自由な選択を促進するためにとるべき措置を決定する。

三、加盟国は、雇用政策に関し、使用者の代表者及び労働者の代表者と協議する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、雇用政策条約は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、失業等の克服を図るため、加盟国が完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための政策を宣言し及び遂行すること等を定めたものであります。

次に、人的資源開発条約は、加盟国が雇用と密接な関係を有する職業指導及び職業訓練に関する包括的で調整された政策及び計画を採用し、発展させること等について定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

昨十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いた

しました。

以上、御報告いたします。

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第四百十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

この条約は、一九七五年（昭和五十年）の第六十回国際労働機関（ILO）総会において採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、加盟国は、職業指導及び職業訓練に関する包括的なかつ調整された政策及び計画を採用し、及び発展させる。
- 二、加盟国は、一般教育、技術教育、職業教育、教育指導、職業指導及び職業訓練に関する開放的、弾力的かつ補完的な制度を設け、及び発展させる。
- 三、加盟国は、包括的かつ広範な職業指導の制度を漸進的に拡充する。
- 四、加盟国は、生涯にわたる職業訓練の制度を漸進的に拡充する。

五、職業指導及び職業訓練に関する政策及び計画は、労使団体等と協力して策定し、及び実施する。

委員長報告

七六ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

- 本法律案の内容は次のとおりである。
- 一、スペインのバルセロナに総領事館を設置する。
 - 二、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

委員長報告

七五ページ参照